

令和 7 年（2025 年）3 月 2 4 日

国土強靱化地域計画中間見直し（素案）に関するパブリックコメントの結果について

国土強靱化地域計画中間見直し（素案）に関するパブリックコメントの結果について、下記のとおり公表します。

記

- 1 意見募集期間
令和 6 年（2024 年）12 月 23 日(月)～令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）
- 2 意見提出人数及び件数
3 人、28 件
- 3 意見募集結果公表期間
令和 7 年（2025 年）3 月 24 日（月）～令和 7 年（2025 年）4 月 23 日（水）
- 4 公表する内容
提出された意見と、それに対する市の考え方
- 5 公表方法
熊本市ホームページ掲載、市役所防災計画課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧

問い合わせ先
熊本市防災計画課
TEL：096-328-2354
課長：大住（オオスミ）

令和 7 年（2025 年）3 月 2 4 日
防災計画課

熊本市国土強靱化地域計画中間見直し（素案）について、市民の皆様からのご意見を募集したところ、下記のとおり結果となりました。ありがとうございました。

なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和6年12月23日～令和7年1月22日
- 2 意見募集結果の公表日 令和7年3月24日
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 3名
ご意見の件数（まとめごと） 28件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
- ※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。

(内訳)

- | | | |
|---------------|--|-------|
| 【対応 1（補足修正）】 | ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの | 1 1 件 |
| 【対応 2（既記載）】 | 既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの | 2 件 |
| 【対応 3（説明・理解）】 | 市としての考えを説明し、ご理解いただくもの | 1 0 件 |
| 【対応 4（事業参考）】 | 素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの | 4 件 |
| 【対応 5（その他）】 | 素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの | 1 件 |

- ## 5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、防災計画課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

お問合せ先
熊本市防災計画課
電話番号：328-2354

**熊本市国土強靱化地域計画中間見直し（素案）に関するパブリックコメント
提出されたご意見とそれに対する本市の考え方**

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	P9 事前に備えるべき目標 【目標1】	P9 「あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ」ことはもちろんのこと、市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けないことも重要と考えます。 このため、事前に備えるべき目標①について、『あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐとともに、社会の重要な機能が致命的な障害を受けない』などとする修正意見を提出します。	「市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」は、本市としても重要であると考えており、本計画の「基本目標」の1つとして定め、事前に備えるべき目標3、4、5に基づき取り組むこととしていることから、素案のとおりとさせていただきます。	対応3 (説明・理解)
2	P10 事前に備えるべき目標 【目標4】	P10 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に記載されている「生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下」の内容（生産だけではない多面的機能も用いている趣旨）からすると、事前に備えるべき目標については、森林等の多面的機能を低下させないことも重要と考えます。 このため、事前に備えるべき目標の4について、『経済活動を機能不全に陥らせない、並びに森林等の多面的機能を低下させない』などとする修正意見を提出します。	森林等の多面的機能を低下させないことは、事前に備えるべき目標4「経済活動を機能不全に陥らせない」ための方策の1つであると整理しています。	対応3 (説明・理解)
3	P9,10 事前に備えるべき目標	P9,10 今般の「事前に備えるべき目標」の改定については、あらゆる災害が対応するものであり、また、近年の各種災害で発生した社会インフラ等の脆弱性をカバーする目標設定と考えており、賛同いたします。	ご賛同いただきありがとうございます。	対応5 (その他)
4	P9 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 【1-5】	P9 このリスクシナリオのカテゴリーについては、社会の重要な機能の致命的な障害の発生されないことも重要と考えます。 このため、『大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生のほか、社会の重要な機能の致命的な喪失』などとする修正意見を提出します。	「市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」は、本市としても重要であると考えており、本計画の「基本目標」の1つとして定め、事前に備えるべき目標3、4、5に基づき取り組むこととしていることから、素案のとおりとさせていただきます。	対応3 (説明・理解)

5	P10 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 【6-7】	P10 「被災者の生活再建が大幅に遅れる事態」とありますが6-1から6-6のように、もう少し具体的な表現が望ましいと思います。 例えば『・恒久的な住いの確保が進まない』や『・事業再建のための店舗、事業所の再建が進まない』など最悪の事態が具体的にイメージできるような表現が望ましいと思います。	生活再建には様々な視点があることから、脆弱性の評価の中でより具体的な項目を設定しています。	対応3 (説明・理解)
6	P11 脆弱性評価 対応方策 【1-1③】	P11【民間建築物の耐震性の状況】【民間建築物の耐震化の推進】 基本目標1には人命の保護が最大限図られることとあり、特に住宅の耐震化は人命の保護に大きく関わることから【③-1住宅の耐震化】と【③-2住宅以外の建築物の耐震化】に分けて記載し、住宅の耐震化の重要性を表現し市民の意識向上を図るべきと思います。	本項目では、住宅に関する耐震化の推進について記載しているものであるため、ご意見を踏まえ「民間建築物」を「住宅」へ修正します。	対応1 (補足修正)
7	P11 脆弱性評価 対応方策 【1-1⑤】	P11【市営住宅棟の適切な管理】 適切な市営住宅の維持管理等とありますが市営住宅長寿命化計画記載の『用途廃止や集約・建替え』を加え『維持管理や用途廃止や集約・建替え等を進める。』の方が正確と思います。	ご意見を踏まえて、以下のとおり記載内容を修正します。 「適切な市営住宅の維持管理や用途廃止、集約・建替え等を進める。」	対応1 (補足修正)
8	P12 脆弱性評価 対応方策 【1-1⑧】	P12【液状化対策の推進】 宅地耐震化に向けた取り組みを推進とありますが併せて、『液状化のリスクの周知啓発』が必要と思います。	宅地耐震化に向けた取り組みの一環として、液状化ハザードマップや液状化発生傾向図を市のホームページで公表しており、また広報誌等で事前対策を促すなど、引き続き液状化のリスクの周知啓発にも取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
9	P13 脆弱性評価 対応方策 【1-2①】	P13【避難路や公園等の整備】 国土交通省の密集市街地対策では住宅への対策として ・空き家の除却促進 ・不燃建築物への建て替え促進 ・耐震、防火改修 が挙げられています。	ご提案の内容は既成市街地の住宅密集地への対応方策についてのご意見ですが、本項目は避難路・避難する場所の機能が不足している地区についての対応方策を記載していることから、素案のとおりとさせていただきます。 以上を踏まえ、本項目の主旨に合致した記載とするため、脆弱性の評価を「避難路等の状況」に修正いたします。 なお、中心市街地における建物の建て替え促進等については、1-1②において取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)

10	P14 脆弱性評価 対応方策 【1-2④】	P14【防火防災意識の状況】 住宅火災の原因がたき火、コンロ、天ぷら油、たばこ、ストーブなど記されていますが、最新の住宅火災の原因に修正すべきと思います。	ご指摘を踏まえて、本市の火災原因について人為的ミスによるものも含めて以下のとおり記載内容を修正します。 「本市の火災全体の原因は、たき火、こんろ、たばこ、ストーブなどの人為的ミスによるもの、電気関係、放火が多い。」	対応 1 (補足修正)
11	P14 脆弱性評価 対応方策 【1-3②】	P15【避難誘導の体制の整備等】 先日公表された「熊本県津波浸水想定における津波到達時間の調査結果」を受けての対応も追記した方がよいと思います。	県の調査結果に基づき、必要に応じて関係部署と連携を図りながら、必要な設備の設置等の対応について検討することから、素案のとおりとさせていただきます。	対応 3 (説明・理解)
12	P16 脆弱性評価 対応方策 【1-4①】	P16【洪水対策の状況】 浸水ハザード区域の居住人口が多い(%)という現況を市民に認識してもらうことが必要と思います。(面積 %)そして【洪水対策の推進】に浸水ハザード区域外への居住誘導について追記すべきと思います。 人命の保護が最大限図られることのためにはとても重要	本項目では、洪水対策のハード面に関する内容を記載しているため、素案のとおりとさせていただきます。 なお、ご意見のとおり、自宅等の災害リスクを認識してもらうことは重要であることから、1-4⑥【避難誘導の体制等】【避難誘導の体制の整備等】において、以下のとおり記載を追加します。 【避難誘導の体制等】 「洪水時における自宅の浸水状況について、市民の認知が必要である。」 【避難誘導の体制の整備等】 「熊本市ハザードマップを適宜更新するとともに、市民への周知啓発を図る。」	対応 1 (補足修正)
13	P17 脆弱性評価 対応方策 【1-4⑤】	P17【ため池の状況】 『ため池の損壊による影響について対象地域の市民への周知が充分ではない。』 【ため池への対策】 について 『影響のある地域住民への情報提供・意識啓発が必要』	ご意見を踏まえて、【ため池の対策】へ「ため池ハザードマップのさらなる周知啓発を図る」という内容を追記します。	対応 1 (補足修正)

14	P19 脆弱性評価 対応方策 【1-5①】	P19【森林の荒廃対策】 森林環境譲与税を活用した各地域の民間団体等との協働による森づくりが記載されていますが、脆弱性評価の記載内容（市内においては木材生産を目的とした林業を行っている事業者等ではなく、適切な森林管理がなされていない）からすると、森林経営管理制度（森林経営管理法）による林業経営に適さない森林については、市が公的に管理（市町村森林経営管理事業）すべき森林が多くあると考えられます。 このため、林業経営に適さない森林に対しては、市が公的に管理（市町村森林経営管理事業）を進めることを追記すべきとした修正意見を提出します。	林業経営に適さない森林については、令和 2 年度から森林経営管理制度に基づき実施しているため、ご意見を踏まえて以下のとおり追記・修正します。 「森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度の運用による適切な森林管理や地域の民間団体等との協働による森づくりを実施するほか、国・県事業を活用した山地復旧を推進することで、森林の有する多面的機能（山地災害防止、水量調整等）を確保する。」	対応 1 (補足修正)
15	P19 脆弱性評価 対応方策 【1-5①】	P19【森林の荒廃対策】 野生鳥獣による森林が有する多面的機能被害に対する取組が記載されていません。最近の野生鳥獣による森林地域の森林の荒廃が進みつつあり、森林の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模自然災害時の被害拡大につながるおそれがあるところです、特に、今後、雁回山地域以外の金峰山山系や立田山などヘニホンジカが侵入し、定着、繁殖が行うようになると、森林の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能の低下が著しくなると考えられます。 このように、指定管理鳥獣捕獲等事業などによる管理捕獲が熊本市域でも必要と考えられます。 このため、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある、雁回山地域等の森林植生被害地域ニホンジカ等に対して、指定管理鳥獣捕獲等事業などによる管理捕獲をする進めることを記載すべきとした修正意見を提出します。	現時点では野生鳥獣による森林に対する被害等が確認されておりませんので、頂きましたご意見は今後の事業の参考とさせていただきます。	対応 4 (事業参考)

16	P23 脆弱性評価 対応方策 【2-3①】	P23【避難所の状況】 『また、高齢者、障がい者等への対応を進める必要がある。』 【避難所の確保】について 『避難所のバリアフリー化を推進する。』	ご提案の内容は避難環境に関するご意見ですが、本項目は避難場所の絶対的な不足及び支援機能の麻痺について評価し、対応方策を案出しているため、素案のとおりとさせていただきます。 なお、ご意見を踏まえ、避難所の環境について記載している 2-4①において、以下の内容を追記します。 【避難所の環境】 「また、被災者の年齢、国籍、性別及び障がいの特性に関する多様性に対する配慮が必要である。」 【避難所の運営体制の充実】 「指定避難所の機能強化を進める。」	対応 1 (補足修正)
17	P24 脆弱性評価 対応方策 【2-4①】	P24【避難所の環境】 『また、高齢者、障がい者等への対応が遅れている。』 【避難所の運営体制の充実】について 『高齢者、障がい者等への対応マニュアルの作成を推進する。』	意見 16 のとおり、高齢者等に関する対応については記載内容を変更いたしました。 引き続き、高齢者等への対応も踏まえた指定避難所ごとのマニュアル作成を促進し、運営体制の充実を図ってまいります。	対応 2 (既記載)

18	P26 脆弱性評価 対応方策 【2-4⑨】	P26【仮設住宅等の状況】 建設型応急住宅や賃貸型応急住宅が遅れることで生じるのは被災者の生活再建ではなく、仮の住まい（一時的、応急的な住宅）の確保です。 生活再建が遅れるのは仮の住まいから恒久的な住い確保が進まない状況が続くことです。 従って、【仮設住宅等の状況】について記載するのであれば、『建設型応急住宅の…（中略）…確保できない場合、被災した住宅や避難所等で不自由な避難生活が長期化するおそれがある。』のような表現が正確と思います。 生活再建が大幅に遅れることについて記載するとすれば、 【恒久的な住まいの確保】として 『建設型応急住宅の建設や賃貸型応急住宅が十分に確保できない状況に加え、被災者の仮設住宅等から恒久的な住まいの確保が進まない状況が長期化する場合生活再建が大幅に遅れるおそれがある。』のような表現が正確と思います。 【恒久的な住まいの確保支援】 『仮設住宅等の入居者に対して伴走型住まい確保支援等を行い、一刻も早い恒久的な住いの確保を支援する。』のような表現。加えて、仮設住宅においてペット可物件が全く足りない状況もあります。	ご意見を踏まえて、以下のとおり記載内容を修正します。 【仮設住宅等の状況】 「建設型応急住宅の建設用地の確保や、賃貸型応急住宅として賃貸可能な大量の物件が確保できない場合、避難所等での生活が長期化するおそれがある。」	対応 1 （補足修正）
19	P33 脆弱性評価 対応方策 【3-1⑦】	P33【職員の状況】 「職員への周知を行い災害に即応できる体制」とありますが、『他自治体からの協力応援体制整備や災害対応経験職員を把握し、これをもとに災害時に職員を適正に配置する。』のような表現を追記した方が良いと思います。	リスクシナリオ 3-1 は他自治体等からの人的支援を受ける前段階の行政機能の確保について記載しているものであるため、素案のとおりとさせていただきます。	対応 3 （説明・理解）
20	P35 脆弱性評価 対応方策 【4-2②】	P35【アスベスト対策の推進】 『アスベスト含有調査や除却についての補助制度の活用を推進する。』を追記すべきと思います。	ご意見を踏まえて、以下の記載内容を追加します。 「既存の建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有調査等や吹付けアスベスト等の除去等（本体の除却を含む）に関する国の交付金や県の補助金等の財源確保、当該対策に係る市の補助制度の活用等を図る。」	対応 1 （補足修正）

21	P37 脆弱性評価 対応方策 【4-4②】	P36【森林の荒廃対策】 ・民間団体等との協働による森づくり以外の記載 森林環境譲与税を活用した各地域の民間団体等との協働による森づくりが記載されていますが、脆弱性評価の記載内容（市内においては木材生産を目的とした林業を行っている事業体等ではなく、適切な森林管理がなされていない）からすると、森林経営管理制度（森林経営管理法）による林業経営に適さない森林については、市が公的に管理（市町村森林経営管理事業）すべき森林が多くあると考えられます。 このため、林業経営に適さない森林に対しては、市が公的に管理（市町村森林経営管理事業）を進めることを追記するとして修正意見を提出します。	林業経営に適さない森林については、令和 2 年度から森林経営管理制度に基づき実施しているため、ご意見を踏まえて【1-5①】と同様に以下のとおり修正します。 「森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度の運用による適切な森林管理や地域の民間団体等との協働による森づくりを実施するほか、国・県事業を活用した山地復旧を推進することで、森林の有する多面的機能（山地災害防止、水量調整等）を確保する。」	対応 1 (補足修正)
22	P37 脆弱性評価 対応方策 【4-4②】	P36【森林の荒廃対策】 ・森林の荒廃対策への農業基盤の整備に記載の鳥獣被害対策の推進等と同様な記載 野生鳥獣による森林が有する多面的機能被害に対する取組が記載されていません。最近の野生鳥獣による森林地域の森林の荒廃が進みつつあり、森林の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模自然災害時の被害拡大につながるおそれがあるところです、特に、今後、雁回山地域以外の金峰山山系や立田山などヘニホンジカが侵入し、定着、繁殖が行うようになると、森林の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能の低下が著しくなると考えられます。 このように、指定管理鳥獣捕獲等事業などによる管理捕獲が熊本市域でも必要と考えられます。 このため、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある、雁回山地域等の森林植生被害地域ニホンジカ等に対して、指定管理鳥獣捕獲等事業などによる管理捕獲をする進めることを記載すべきとした修正意見を提出します。	現時点では野生鳥獣による森林に対する被害等が確認できておりませんので、頂きましたご意見は今後の事業の参考とさせていただきます。	対応 4 (事業参考)

23	P44 脆弱性評価 対応方策 【6-1②】	P44【マンションの状況】 記載の状況に加え、【マンション等の共同住宅の状況】として『給水給湯設備が破損し漏水が発生したり、機械室が浸水しエレベータ等の設備が使用できない状況が発生する。』 【マンションの適正な管理の促進】を 【マンションの適正管理、設備災害対策】として『給水、給湯設備の耐震化や地下機械室等への浸水防止対策を進める。』のような表現を追記した方が良いと思います。	ご提案の内容は、マンション等の施設被害に関するご意見ですが、6-1 のリスクシナリオでは、事前の合意形成の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態について記載しておりますので追記は行いません。 なお、マンションは区分所有者による個人財産の集合体であり、区分所有者の合意形成が取れずに復旧が遅れる可能性があることから、被災者の生活再建について記載している 6－7 に記載場所を変更します。	対応 3 (説明・理解)
24	P47 脆弱性評価 対応方策 【6-7②】	P47【被災マンションの状況】 倒壊等で周辺市街地に悪影響を及ぼすおそれがありますが中高層の共同住宅はマンション(約 3,800 戸)以外の民間賃貸住宅等(約 12 万戸)が圧倒的に多いことから、【マンション、民間賃貸住宅等の被災状況】として纏めるか、区分所有マンションとそれ以外を分けて記載すべきと思います。例えば 【マンションの被災状況】、【民間賃貸住宅等の被災状況】 加えて、『区分所有者の合意形成に時間を要する』や『建物の安全性や再建方法等への不安』のような状況が発生します。	本項目では、事前の合意形成がなされていない区分所有マンションが被災し、そのまま解体等されないことで、復旧が進まず、生活再建が遅れるという主旨で記載していることから、区分所有マンションとそれ以外を分けての記載は行いません。 なお、上記主旨を踏まえて、以下のとおり記載内容を変更します。 【マンションの状況】 「マンションは、区分所有者の共有部分に対する関心や管理適正化の意識が区分所有者により異なるため、災害を受けた際の修理や建て替え等の合意形成がとれずに復旧に期間を要する状況にある。」 【マンションの適正な管理の促進】 「災害時におけるマンションの修理や建て替えを円滑にするため、あらかじめマンションにおける災害時対応の管理規約の整備を促進するとともに、被災マンションの建替えや解体に向けた支援を行う。」	対応 3 (説明・理解)

25	P47 脆弱性評価 対応方策 【6-7②】	P47【被災マンションへの建替等の促進】 建替えや解体に向けた支援とありますが 【被災したマンションや民間共同住宅等の入居者への支援】 としてまずは居住者の不安解消のための構造安全性の確認（応急危険度判定ではない）や再建方法についての相談窓口設置が必要と思います。その上での『建替えや解体に向けた支援』の順になると思います。 更に、現状では民間賃貸住宅は工場・店舗などの施設に対する「なりわい再建支援補助金」の支援対象ではなく、被災後の民間賃貸住宅の補修が進みにくい状況のため、今後検討が必要。	意見 24 のとおり、記載内容を変更することとしました。 なお、頂きましたご意見を参考に災害規模などの状況に応じて相談窓口設置等を含めた様々な支援により、被災者の生活再建を進めてまいります。	対応 4 (事業参考)
26	P47 脆弱性評価 対応方策 【6-7⑤】	P47【仮設住宅等の状況】【仮設住宅等の確保体制の整備】 建設型応急住宅や賃貸型応急住宅が遅れることで生じるのは被災者の生活再建ではなく、仮の住まい（一時的、応急的な住宅）の確保です。 生活再建が遅れるのは仮の住まいから恒久的な住い確保が進まない状況が続くことです。 従って、【仮設住宅等の状況】について記載するのであれば、『建設型応急住宅の…（中略）…確保できない場合、被災した住宅や避難所等で不自由な避難生活が長期化するおそれがある。』のような表現が正確と思います。 生活再建が大幅に遅れることについて記載するとすれば、【恒久的な住まいの確保】として『建設型応急住宅の建設や賃貸型応急住宅が十分に確保できない状況に加え、被災者の仮設住宅等から恒久的な住まいの確保が進まない状況が長期化する場合生活再建が大幅に遅れるおそれがある。』のような表現が正確と思います。 【恒久的な住まいの確保支援】 『仮設住宅等の入居者に対して伴走型住い確保支援等を行い、一刻も早い恒久的な住いの確保を支援する。』のような表現。加えて、仮設住宅においてペット可物件が全く足りない状況もあります。	ご意見を踏まえて、以下のとおり記載内容を修正します。 【恒久的な住まいの確保】 「恒久的な住まいが確保できない場合、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがある。」 【恒久的な住まいの確保体制の整備】 「不動産関係団体との連携による災害時に賃貸可能な物件や恒久的な住まいが確保できる体制を整備する。」	対応 1 (補足修正)

27	P47 脆弱性評価 対応方策 【6-7】	P47 大規模災害の被災者が生活再建の第一歩は、生活の基盤となる安定した住宅の確保であると考えております。当市「平成 28 年熊本地震にかかるアンケート調査報告書（調査期間：令和元年 6 月 21 日～7 月 7 日）」によると「住宅再建について具体的に検討していない理由（2 項）」で、もっとも多い理由は「住宅再建に必要な資金が不足するから」であったことから、再建資金の確保は復興・復旧の期間に重大な影響を与える要因と考えております。 同項目においては、「仮設住宅等の確保体制の整備」などが挙げられておりますが、それとともに再建資金の確保策として、被災者生活再建支援制度などの公助および自助による備えについても啓発対策を講じるべきと存じます。	本項目では、発災後における被災者の生活再建が大幅に遅れることを防ぐため、本市の復旧復興に係る事前の取組について記載しているところであるため、素案のとおりとさせていただきます。 なお、大規模災害が発生した場合には、総合相談窓口の設置等するとともに、被災者の生活再建を支援する様々な制度等についてホームページ等を通じて周知啓発を行ってまいります。	対応 3 (説明・理解)
28	P50 重要業績指標	(6) 計画修繕を実施した市営住宅の棟数（累計）について これに加えて、「市営住宅の集約建替え」の実績を追加した方が良いと思います。 地域版ハザードマップを作成することも大切ですが、災害リスクを軽減するために「ハザード区域内の人口割合」の指標を追加すべきと思います。 (災害リスクの高い地域に暮らす市民の割合が減少することで、様々な自然災害による直接死を減らすことができる)	重要業績指標は、熊本市第 8 次総合計画と整合性を図りながら設定しているところであり、今後の事業の参考とさせていただきます。	対応 4 (事業参考)

▼対応内訳

【対応 1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの

【対応 2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの

【対応 3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの

【対応 4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの

【対応 5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの